

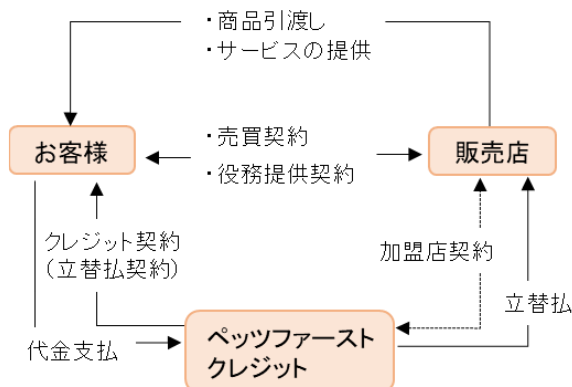
【クレジット契約について（ご注意）】

1. 本書面とお申込みの内容はよく読みましょう

- ・クレジット契約（立替払契約）の内容を明らかにした書面（本書面と「お申込みの内容」を含め、以下「申込書」といいます）をよくお読み下さい。
- ・「申込書」には、クレジット契約（立替払契約）についての重要な事項が記載されております。ご不明な点についてはペットファーストクレジット株式会社（以下「ペットファーストクレジット」といいます）へ直接おたずねください。なお、売買契約・役務提供契約（商品やサービスに関すること）については、販売店（クレジット契約書に記載されております）にお問い合わせください。
- ・「申込書」は大切に保管しておいてください。

2. クレジットの仕組み

- ・この仕組みは、お客様と販売店との売買契約・役務提供契約の代金等の決済手段として、現金支払いに代わってクレジット（立替払）制度を利用する場合のものです。



- ・ペットファーストクレジットがお客様のお申込みを受けてこれを審査し承諾（立替払契約が成立）したときは、お客様のお買い上げの代金はペットファーストクレジットがお客様の委託により販売店に立替払いいたします。

《ご注意！！》

- お申込みの際は、本書面に記載されている内容をよくお読みになり、十分納得したうえでお客様が自署して下さい。
- お支払先は、ペットファーストクレジットです。
- 契約はあなた自身のものです。仮にお客様が単に名義を貸したとしても、お客様にお支払いの責任があります。どんなに親しい人から頼まれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。
- 商品を返品する場合や役務提供契約等を解除したり、取消するときは、ペットファーストクレジットにもご連絡下さい。
- ご住所を変更される場合は、遅滞なくペットファーストクレジットへご連絡下さい。
- お客様が営業のためにまたは営業として、商品・権利の購入や役務の提供を受ける場合は、原則としては割賦販売法の消費者保護規程の適用はありませんのでご注意下さい。
- お客様が故意または過失によって虚偽や不実の契約（申込み）をされた場合には、支払停止の抗弁が認められないことがありますのでご注意下さい。
- 審査のため、ペットファーストクレジットからお客様の資産状況や販売店の販売方法など割賦販売

法で定める事項について別途確認させていただく場合があります。ご協力をお願いします。

3. 購入した商品等に問題があるときは

次のような場合は、まず販売店へご連絡のうえ交渉して下さい。

1. 商品の引き渡しや役務を提供してくれない。
2. 商品に不適合がある。
3. 役務の提供内容に問題がある。
4. 見本・カタログ等の現物・役務内容が違う。
5. 商品の販売条件となっている役務を提供してくれない。
6. その他契約内容等に問題がある。

4. 販売店との間で問題が解決しないときは

1. 販売店に連絡がとれなかったり、連絡が取れても3.の問題が解決しなかったとき、売買契約等の取り消しの申し出に応じてくれなかったときは、ペッツファーストクレジットにご連絡下さい。
2. お客様は、販売店との間で問題が解決するまでは、ペッツファーストクレジットからの代金請求に対し、その支払いを停止することができますので、その旨をペッツファーストクレジットにお申し出下さい。（問題の内容によっては、停止できない場合があります。）
3. 上記支払停止の抗弁のお申し出の際には、抗弁事由、商品名等の内容、販売店名その他の内容について、書面又は電磁的方法等によりお申し出内容をペッツファーストクレジット宛にご提出いただくようご協力をお願いします。
4. 同書面の用紙は、ペッツファーストクレジットにご連絡いただければご送付いたします。

【個人情報の取扱いに関する同意条項】

第1条（個人情報の収集・保有・利用・提供）

- (1) 申込者（契約者を含む）および連帯保証人予定者（連帯保証人含む）（以下、あわせて「申込者等」という）は、 ペッツファーストクレジット株式会社（以下「当社」という）が、本クレジット契約（本申込みを含む。以下「本契約」という）の与信判断及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のため以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を、保護措置を講じた上で、当社が収集（インターネット等からの取得も含む）すること並びに当社が定める期間は以下の各条項（以下「本規約」という。）に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。

①属性情報

申込者等が本契約の契約書（申込書を含む。以下同じ）に記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先（業務内容、電話番号含む）、家族構成、居住状況、生活情報、資産、預貯金、負債、収入、支出等の情報等、申込者等の属性に関する情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ）

②契約情報

本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額（残金）貸付額、支払回数、毎月の支払金額、支払方法、支払予定分割払手数料等、本契約の内容に関する情報。

③契約の商品の情報

商品名又は権利もしくは役務の種類、又はそれらを特定するに足りる番号、記号その他の符号、商品の数量、権利を行使し得る回数もしくは期間、役務の提供をうけることができる回数もしくは期間、又はそれらの契約単位等、本契約の内容に関する情報。

④取引情報

振替口座、利用残高、支払状況等、取引の現在の状況及び履歴に関する情報。

⑤支払能力判断及び支払可能見込額調査のための情報。

申込者等の資産、負債、収入、支出、商品の価額、その他個別支払可能見込額の算定に影響を与える事項、本契約以外に当社と締結する契約に関する取引残高、支払状況等、申込者等の支払能力判断及び支払可能見込額調査を行うための情報とします。

⑥映像、音声情報（個人の肖像、音声を電磁的又は光学的媒体等に記録したもの）

⑦公開情報（官報、電話帳、登記簿謄抄本、住宅地図等に記載されている情報）

- (2) 申込者等は、本契約を行う者が申込者等に相違ないかを確認するため、当社が運転免許証・健康保険証・パスポート等に記載された本籍地を含む本人確認情報や記号番号等（健康保険証を除く）の証明書の提示を求め内容を確認すること（記録し、又は写しを入手することを含む）、又は当社が住民票を徴求すること（本契約締結後の住所確認のためも含む）。
- (3) 申込者等は、契約書に記載の販売店（取扱店を含む。以下「加盟店」といいます）が、売買契約または役務提供契約に伴うサービス履行のため第1項①、②の個人情報を利用すること、および本契約に関する事務処理に必要な情報を会社から提供を受けることに同意します。
- (4) 申込者等は、会社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証跡のために収集することに同意します。

- (5) 当社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。

第2条（個人情報の与信関連業務以外の利用）

- (1) 申込者等は当社が、下記の目的のために第1条第1項の個人情報を利用することに同意します。
- ①新商品の情報のお知らせ、関連するアフターサービス
 - ②市場調査、商品開発
 - ③宣伝物、販売促進活動、営業案内
 - ④動物の愛護及び管理に関する法律を遵守するうえで、当社が必要であると判断した場合
- (2) 申込者等は、当社が、当社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の宣伝物・印刷物を送付することに同意します。
- (3) 申込者等は、申込者記載の加盟店が本条第1項①②③④の目的のため、第1条第1項の個人情報を利用することに同意します。なお、当社が加盟店の委託を受けて、加盟店が周知している情報を集約して提示することに同意します。
- (4) 申込者等は、当社が当社の事務(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第1条第1項により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

第3条（個人情報の共同利用）

- (1) 申込者等は、加盟店が売買契約・役務提供契約等に伴うサービスの履行のため、当社が加盟店に対して第1条第1項の個人情報及び本契約に関する事務処理に必要な情報を提供することに同意します。
- (2) 申込者等は、当社と加盟店が、本契約に関するクレジット取引の内容、状況等の相互確認並びに精算等と、その手続きのため、第1条第1項の各個人情報を相互に利用することに同意します。

第4条（個人信用情報機関への登録・利用）

- (1) 申込者等は、以下の事項に同意します。
- ①当社は、申込者等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟店に対する当該情報の提供を業とするもの）および当該機関と提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、申込者等に関する信用情報（(3) ①に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。
 - ②上記①の照会により、これら信用情報機関に申込者等の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、申込者等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。
- (2) 申込者等は、以下の事項に同意します。
- ①当社は、申込者等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。

提供先	株式会社シー・アイ・シー
-----	--------------

当社が提供する信用情報	
本契約の申込みに係る事実（本人を特定するための情報および申込みの事実）	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実（本人を特定するための情報および本契約に係る客観的な取引事実）	契約期間中および契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実（債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合）	契約期間中および契約終了後5年間

②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

申込者等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等）。申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数、等）。支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等）。

- (3) 申込者等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟事業者による申込者等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供することに同意します。

①当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

- I. 上記（2）①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
- II. 信用情報機関が収集した①以外の情報
- III. 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

- (4) 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

- ①信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
- ②信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出

- (5) 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（(3) I II III）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（(3) I）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

- (6) 当社が加盟する信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-666-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイドンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (7) 当社が加盟する個人信用情報機関（(株)シー・アイ・シー）と提携する提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

①全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②株式会社日本信用情報機構

お問い合わせ先：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第5条（本人確認情報の提供）

当社が申込者等に係る本申込みに関して取得した本人確認資料等（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）に記載された、本人識別情報（以下「本人確認情報」という）を、加盟先機関および提携先機関に提供され、当該加盟先機関および提携先機関は、当該本人確認情報を、登録されてる個人情報に係る本人の同一性確認の目的に利用することに同意します。

第6条（支払停止の抗弁の申出に関する登録について）

申込者等が支払停止の抗弁の申出を行った場合、その旨が加盟する指定信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録し、その情報が当該指定信用情報機関の加盟会員に提供されることに同意します。

第7条（個人情報の開示・訂正・利用停止・提供停止・削除）

- (1) 申込者等は、当社および第4条に記載の個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。
 - ①当社に開示を求める場合には、第11条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細につきましてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、会社のホームページに掲載しております。
 - ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。
- (2) 前項の開示請求により万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正、利用停止、第三者への提供停止又は削除（以下「利用停止等」という。）に応じるものとします。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合は、申込者等の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるものとします。
- (3) 万一個人情報の漏えい等が生じた場合には、当社は、速やかに利用停止等に応じるものとします。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合は、申込者等の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるものとします。

第8条（本同意条項に不同意の場合）

当社は、申込者等が本契約に必要な記載事項（契約書の申込者等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は本契約をお断りすることがあります。

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立となった場合であっても、本申込みをした事実は、第1条、第4条（2）に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間保有し、第2条の範囲内で利用することに同意します。

第10条（同意条項の変更）

- （1）本同意条項は、変更することがあります。
- （2）前項によるこの同意条項の変更は、変更後の規程の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第11条（個人情報の取り扱いに関するお問合せ等の窓口）

- （1）商品（役務・権利）についてのお問合せ、ご相談はご利用された加盟店とします。
- （2）個人情報の開示・訂正・削除請求等の自己の個人情報に関するお問合せは、下記の通りです。なお、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報保護責任者を設置しております。

ペッツファーストクレジット株式会社 お客様サービス担当

住所：〒153-0063

東京都目黒区目黒一丁目24番12号 オリックス目黒ビル7階

電話番号：03-6417-3571

ホームページアドレス：<https://pfcredit.co.jp/>

〔202502版〕

【お申込みの内容（クレジット契約約款）】

申込者（契約者を含む）及び連帯保証人（以下、あわせて「申込者等」という）は、 ペッツファーストクレジット株式会社(以下「当社」という)に対し、申込者等が申込書記載の販売店（以下、「販売店」という）との間で締結する売買契約又は役務提供契約（以下、「売買契約等」という）に基づき購入する申込書記載の商品もしくは権利又は提供を受ける役務（以下、「商品等」という）の現金価格合計から申込金を除いた額（以下、「残金」という）の支払債務について、当社が申込者等に代わって販売店に立替払いすることを委託し、当社はこれを受託します。

第1条（立替払契約及び売買契約等の成立時点）

- (1) 立替払契約は、当社が所定の手続をもって承諾し、販売店に通知したときをもって成立するものとします。この場合、販売店から申込者等にその旨が通知されるものとします。なお、申込み時に販売店に支払われた申込金は、立替払契約成立時に頭金に充当されます。
- (2) 申込者等と販売店との売買契約等は、その申込みがあった後、販売店が申込者等に代わって当社に立替払契約の申込みをしたときに成立するものとしますが、その効力は立替払契約が成立したときから発生します。また立替払契約が不成立となった場合には、売買契約等の申込み時に遡って成立しなかったものとします。
- (3) 立替払契約が不成立のときは、申込金および申込書は販売店から申込者等に速やかに返還されるものとします。
- (4) 当社は、申込者等と立替払契約を締結する際に調査を行います。なお、特定商取引法で禁止されている又は消費者契約法で契約の申込みもしくはその承諾の意思表示の取消しが認められる行為が確認された場合、申込者等からのお申込みの受付・承諾を行いません。
- (5) 申込者等は当社からの本条第（4）項に関しての調査に協力するものとします。

第2条（商品等の引渡し）

商品等は、立替払契約の成立後に売買契約書記載の時期に販売店より申込者等に引渡しされ、移転され又は提供されるものとします。

第3条（分割支払金の支払方法・支払時期・支払回数等）

申込者等は、残金に契約書記載の分割払手数料を加算した金額（以下「分割支払金合計」という）を契約書記載の支払方法により、当社に支払うものとします。ただし、支払日までに当該方法による支払がない場合には、当社の指定する預貯金口座への振込み、コンビニエンスストアでの支払いその他当社が認める方法により支払うことができるものとします。なお、コンビニエンスストアでの支払いをする場合、コンビニエンスストアが当該分割支払金等を受領した時点で、当社に対する支払いがなされたものとします。又、契約書記載の支払方法の手続きを速やかに行い、設定が整わない場合は第9条に関する費用を負担し当社に支払うものとします。その他支払時期・支払回数等の分割支払金に関する事項についても契約書記載のとおりとします。

第4条（商品等の所有権留保・権利の譲渡等禁止に伴う特約）

商品等の所有権は、当社が販売店に立替払いしたことにより販売店から当社に移転し、立替払契約に基づく債務が完済されるまで当社に留保されることを申込者等は認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

- ①善良なる管理者の注意をもって商品等を管理し、質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害

する行為をしないこと。

- ②商品等の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品等を所有していることを主張および証明してその排除に努めること。

第5条（商品等の滅失・毀損の場合の責任）

申込者等は、立替払契約に基づく債務の完済までに商品等が火災、風水害、盗難等により滅失・毀損したときは、速やかに当社に通知するとともに、債務の履行を継続するものとします。

第6条（届出事項の変更・通知）

- (1) 申込者等は、住所、氏名、勤務先、指定預金口座等を変更した場合は、遅滞なく当社に通知するものとします。
- (2) 申込者等は、本条第(1)項の通知を怠った場合は、当社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異義を申し立てないものとします。但し、本条第(1)項の住所変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。
- (3) 申込者等は、住所の変更により申込書記載の支払方法による履行が困難になるときは、当社と事前に協議の上、他の支払方法に変更するものとします。

第7条（期限の利益の喪失）

- (1) 申込者等は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - ①自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - ②差押、仮差押、保全差押、仮処分決定がなされたとき又は滞納処分を受けたとき。
 - ③破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立を受けたとき、又は自らこれらの申立をしたとき。
 - ④売買契約等が申込者等にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く）となる場合で、申込者等が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。
 - ⑤商品等の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。又は、権利の質入れ、譲渡、賃貸等の行為をしたとき、若しくは、他人をして権利を行使させたとき。
- (2) 申込者等は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により立替払契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - ①支払期日に分割支払金の支払を遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - ②本契約上の義務に違反し、その違反が本契約上の重大な違反となるとき。
 - ③その他申込者等の信用状態が著しく悪化したとき。

第8条（遅延損害金）

- (1) 申込者等が分割支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下に定める年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
 - ①支払方法が翌月1回払い以外の取引であり、かつ不動産の販売を除く全ての商品・役務に関する取引については、当該分割支払金に対し、年14.6%を乗じた額と支払総額から既払い金の合計を減じた額（以下「分割支払金残額」という）全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。

②支払方法が翌月 1 回払いの取引、又は、不動産の販売に関する取引および割賦販売法に定めのない権利に関する取引については、当該分割支払金に対し、年 14.6%を乗じた額。

(2) 申込者等が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで分割支払金残額全額に対し、以下に定める額の遅延損害金を支払うものとします。

①本条第 (1) 項第①号の取引については、分割支払金残額全額に対し、法定利率を乗じた額。

②本条第 (1) 項第②号の取引については、分割支払金残額全額に対し、年 14.6%を乗じた額。

第 9 条 (費用の負担)

(1) 申込者等は、当社に対する分割支払金の支払いに要する費用 (送金手数料又は振込手数料) を負担するものとします。

(2) 当社が申込者等に対して第 7 条第 (2) 項第①号に基づく書面による催告をした場合は、申込者等が当該催告に要した費用を負担するものとします。

(3) 申込者等は、当社から決済代行サービスを利用した分割支払金等の請求があった場合は、決済代行サービス手数料として支払回数 1 回につき、600 円 (税込) を上限とした額を別に支払うものとします。

(4) 申込者等は、分割支払金の支払遅延等で申込者等の責に帰すべき事由により当社が訪問集金する場合は、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 500 円 (税込) と交通費実費を別に支払うものとします。

(5) 申込者等が当社に支払う費用については公租公課が課される場合、又は公租公課 (消費税含む) が変更される場合は、申込者等は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

(6) 申込者等は、本契約の締結費用および本契約に基づく権利の行使または保全に要する費用を負担するものとします。

(7) 本条に定める費用は、当社から請求のあったときに支払うものとします。

第 10 条 (商品等の引き取り及び評価・充当)

(1) 申込者等が第 7 条により期限の利益を喪失したときは、当社は留保した所有権に基づき商品等を引取ることができるものとします。

(2) 申込者等は、当社が本条第 (1) 項により商品等を引取ったときは、申込者等と当社が協議の上決定した相当な価格をもって立替払契約に基づく債務の残額の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは申込者等および当社の間で直ちに清算するものとします。

(3) 本条第 (1) 項の場合、申込者等は商品等の取外し費用を直ちに支払うものとし、商品等取外し後の原状回復費用は申込者等の負担とするものとします。

第 11 条 (見本・カタログ等と商品等の内容の相違による契約の解除)

申込者等が見本、カタログ等により申込みをした場合で、提供され、または受領した商品等が見本、カタログ等と相違している場合は、売買契約等を解除することができるものとします。

第 12 条 (支払停止の抗弁)

(1) 申込者等は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、当社に対する支払を停止することができるものとします。

①商品等の全部又は一部の引渡し若しくは提供がないとき。

②商品等に破損、汚損、故障、その他瑕疵があるとき。

- ③その他商品等について、販売店に対して生じている事由があるとき。
- (2) 当社は、申込者等が本条第(1)項の支払の停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。
- (3) 申込者等は、本条第(2)項の申し出をするときは、あらかじめ本条第(1)項の事由の解消のため、販売店と交渉を行うよう努めるものとします。
- (4) 申込者等は、本条第(2)項の申し出をしたときは、速やかに本条第(1)項の事由を記載した書面又は電磁的方法等によるもの(資料がある場合には資料添付のこと)を当社に提出するよう努めるものとします。また、当社が上記の事由について調査する必要があるときは、申込者等はその調査に協力するものとします。
- (5) 本条第(1)項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
- ① 本契約が割賦販売法の適用を受けないとき。
 - ② 本契約が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第2項に該当するとき。
 - ③ 支払総額が4万円に満たないとき。
 - ④ 申込者等による支払の停止が信義に反すると認められるとき。
 - ⑤ 本条第(1)項第①号ないし第③号の事由が申込者等の責に帰すべきとき。

第13条(早期完済の場合の特約)

申込者等が、当初の契約通りに分割支払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で分割支払金残額の全額を一括して支払ったときは、申込者等は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割手数料の払い戻しを当社に請求できるものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

- (1) 申込者等は、申込者等が、現在、次の何れにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ① 暴力団構成員
 - ② 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等
 - ⑥ 社会運動等標榜ゴロ
 - ⑦ 特殊知能暴力集団等
 - ⑧ 前各号の共生者
 - ⑨ その他前各号に準ずる者
- (2) 申込者等は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

- (3) 申込者等が本条第(1)項もしくは第(2)項の何れかに該当した場合、本条第(1)項もしくは第(2)項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合の何れかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、申込者等との契約を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、申込者等は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

第15条（債権の担保差入れ及び譲渡の承諾等）

- (1) 申込者等は、当社が本契約から生じた債権を、金融機関・特定目的会社・債権回収会社等に当社の裁量で、申込者等へ事前に通知することなく担保として差入れ又は譲渡すること、並びに当社が差入れ又は譲渡した債権を譲受人から再び譲り受ける事を予め異議なく承諾します。
- (2) 本条第(1)項の債権譲渡において契約の譲渡等の手続を必要とする場合は、当該手続を行う共に契約当事者の地位の譲渡をすることにあらかじめ異議なく承諾します。

第16条（公正証書）

申込者等は、当社が必要と認めた場合、申込者等の費用負担で本契約につき強制執行認諾文言を付した公正証書の作成に応じ、必要書類を当初に提供するものとします。

第17条（連帯保証人）

申込者が1回でも支払いを遅滞した場合、当社の請求により、申込者は、本契約に基づき生ずる一切の債務につき、ただちに連帯保証人を立てるものとする。

第18条（住民票取得等の同意）

申込者等は、本申込みに係る審査のため、又は途上管理に係る審査のため、もしくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、申込者等の住民票を取得し利用することに同意します。なお、申込者等は、当社が住民票の取得に際し、申込者等との契約書の写し、当社の債権の状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することにあらかじめ異議なく承諾します。

第19条（契約条項の変更）

- (1) 本契約条項は、変更することがあります。
- (2) 前項によるこの契約条項の変更は、変更後の規程の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

申込者等は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、申込者等の住所地、購入地、又は契約地、および当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

電子契約サービス利用約款

第1章 総則

第1条（本利用約款の目的）

本利用約款は、ペッツファーストクレジット株式会社（以下、「当社」という。）が提供する電子契約サービス（以下、「本サービス」という。）の利用条件について定めることを目的とします。

第2章 利用契約の成立と電磁的方法による交付

第2条（申込の方法と同意）

1. 本サービスを申し込む場合には、必要事項を全て入力したうえ、当社に対して申込を行うものとします。
2. 本サービスの申込に際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本サービスの申込があった場合には、第3条で規定する対象書面を電磁的な方法により交付すること（以下、「電子交付」といいます。）及び電子署名、本利用約款に同意したものとみなします。

第3条（対象書面）

以下の各種書面を電磁的な方法により交付します。

- ・クレジット契約について（ご注意）
- ・個人情報の取扱いに関する同意条項
- ・お申込みの内容（クレジット契約約款）
- ・電子契約サービス利用約款

第4条（契約の成立）

1. 本サービスの利用契約（以下、「利用契約」という。）は、当社がお客様の申込に対して承諾の意思表示を行ったときに成立するものとします。
2. 当社は、お客様について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。
 - ・本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
 - ・当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
 - ・本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - ・申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
 - ・第12条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合。
 - ・本人確認を行うことができない場合。

- ・支払可能見込額を超える場合。
- ・当社の審査基準を満たさない場合。
- ・前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

第5条（電子交付）

電子交付とは、電磁的方法を用いた対象書面の記載事項のお客様への提供のうち、当社が電子メールでお送りするURLへの接続によってお客様による閲覧を可能にするを以って書面交付に代える交付方法をいいます。お客様は、本サービスの申込み後、受信したURL上のページで対象書面の記載事項を閲覧することができます。

第6条（書面による例外交付）

お客様の本サービスの申込み後であっても、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。その場合、電子交付は行いません。

第3章 本サービスの内容

第7条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、クラウドサーバー上で電子契約の締結、保管及び管理を行うことのできるクラウド型電子契約サービスです。
2. 当社は、機能の追加、拡張又は削除等、本サービスの内容を変更することがあります。

第4章 お客様の義務

第8条（禁止行為）

1. お客様は、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行い、又は第三者に行わせてはいけません。
 - ・本利用約款に反する行為。
 - ・法令又は公序良俗に反する行為。
 - ・犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある行為。
 - ・当社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為。
 - ・他のお客様の本サービスの利用に重大な支障を与える態様で本サービスを利用する行為。
 - ・当社の設備に過大な負荷を与える行為又は与える恐れのある行為。
 - ・前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為。
2. 当社は、お客様が前項の禁止行為を行い、又は第三者に行わせているときは、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。

第9条（変更の届出）

1. 本サービスの申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 本条第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款にもとづくお客様の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款にもとづくお客様の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

第5章 免責

第10条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する第三者のソフトウェアの不具合や機器の故障等、当社に責任のない事由により、お客様が本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第11条（管理作業による中断等）

1. 当社（当社が作業を委託する第三者を含む。）は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、お客様に事前の連絡をすることなく、当社の裁量で本サービスの提供の一時的な中断、クラウドサーバーの調査、設定変更、修理その他の管理作業を行うことができるものとします。
 - ・クラウドサーバーの保守又は点検等を行う場合。
 - ・本サービスの提供に必要なソフトウェア等（以下、「本ソフトウェア等」という。）のアップデート又はアップグレード等を行う場合。
 - ・クラウドサーバー、本ソフトウェア等の不具合等の修理又は修正等を行う場合。
 - ・その他、運用上又は技術上の理由で止むを得ない場合。
2. 当社は、前項の管理作業によってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第6章 その他

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客様は、現在及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業、その他の反社会的勢力（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証するものとします。
2. 当社及びお客様は、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとします。

3. 当社及びお客様は、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとします。

第13条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

第14条（他の規定、約款の適用）

この規定に定めのない事項については、「お申込みの内容（クレジット契約約款）」等お客様に適用されるその他の約款・規定により取扱います。

第15条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、改定された本利用約款の実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

附則（2019年5月1日実施）

本利用約款は、2019年5月1日から実施します。